

岩手県告示第903号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成29年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社カガヤ及び株式会社サンデー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）矢幅駅西口ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第5地割300番
- 3 報告の概要
  - (1) 説明会で述べられた意見
    - ア 交通機関及び交通手段の状況に関する事項  
来退店経路に係る安全対策について
    - イ 地域貢献活動計画に関する事項  
地域福祉・障がい者福祉等を踏まえたユニバーサルデザインへの協力について
  - (2) 当該意見についての届出者の見解
    - ア 交通機関及び交通手段の状況に関する事項  
大規模小売店舗立地法の手続時に検討するほか、集客人数の増加が予想される特異的な日については、適宜警察に相談を行いたい。
    - イ 地域貢献活動計画に関する事項  
敷地や店の形などの制限はありますが、トイレを広くして手すりを設けるなど、皆様のご期待に添えるように検討させて頂きたい。  
地域の皆様に喜んで頂けるような店づくりに努め、地域社会の活性化に貢献出来るよう取り組んで参りたい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成29年12月22日から平成30年2月22日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、雫石町役場、紫波町役場及び矢巾町役場